

2025 年度廿日市市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 本市の総農家数は、2000 年の 1,976 戸から 2020 年の 1,242 戸と、この 20 年間で 734 戸（37%）減少している。そのうち、販売農家数は、2000 年が 911 戸、2020 年が 413 戸と 498 戸（54%）減少しているが、自給的農家については、1,065 戸から 829 戸と 236 戸（22%）の減少となっている。総農家数に対する自給的農家の割合が、2 分の 1 から 3 分の 2 を占めるようになっており、特に販売農家が減少している。
- 農家総数や販売農家が減少する中、主業農家については、2000 年の 68 戸から 2020 年の 43 戸と 20 年間で、25 戸（37%）の減少となっているが、2010 年から 2015 年については、主業農家が 7 戸増加している。これは、青年等の新規就農者により増加したものであるが、今後も、高齢化や担い手不足が進み、販売農家等がさらに減少することが予想される。
- また、本市の主食用米の生産面積は 2015 年の 395.35ha から 2020 年の 352.03ha と 43.32ha 減少しており、今後、不作付地の増加や需要に応じた生産量の確保が難しい状況である。
- こうしたことから、新たな農業経営者の育成・確保や認定農業者、集落法人を育成し、本市の地域特性である、沿岸部から山間部までの 800m の標高差を生かした農産物の産地化を進め、水田収益力強化による一層の所得向上を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 主食用米の需要に応じた生産量を維持しつつ、担い手を中心に、高収益作物への転換を図る。
- 高収益作物の導入においては、ほうれんそう、こまつな、いちごを重点品目に設定し、産地拡大を進め、需要に応える生産体制の確立を目指す。
- 経営力の高い担い手を育成し、産地の戦略に応じた取組を強化するため、加工用及び業務用作物の産地育成を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 地域計画の話し合いにおいても、畑地化を含めた水田の有効利用を目指すとともに、耕作放棄地を増加させないよう取組んでいく。
- 農地中間管理事業の周知を図り、貸付希望農地と借受を希望する担い手へのマッチングを促進する。
- 畑作物の導入が困難な水田については、排水対策やブロックローテーションなどを推進し、畑地化の定着を図る。

4 作物ごとの取組方針等

土地利用型の基幹作物の主食用米については、需要に応じた米の生産に努めることで米価の安定を図ることとする。また、実需者や消費者ニーズに応じた生産誘導を行い、売れる米づくりを目指すとともに、農業所得の向上に向け、産地交付金を活用しながら非主食用米や高収益作物の作付け拡大を図る。

(1) 主食用米

主食用米の需要に応じた生産・販売が行われるよう、1,574t（廿日市市全域の主食用米生産の目安）を目標に、各地域に（廿日市地域 173t・佐伯地域 1,007t・吉和地域 353t・大野地域 41t）生産目安を設定し、需要に応じた生産が行われるよう推進する。

(2) 備蓄米

主食用米の需要に応じた生産量を確保したうえで、必要に応じて活用していく。

(3) 非主食用米

主食用米の需要に応じた生産量を確保したうえで、水田の有効活用、実需者ニーズやマッチングにより、非主食用米を推進する。

ア 米粉用米

米粉用米については、主食用米の価格安定、生産農家の所得確保に向け、法人を中心に取組み、全農と連携しながら需要に応じた生産を引き続き行う。

多収品種を作付して収量向上を目指し、地域に適した肥料を検討するなど、収量を向上させるための独自の取組を行うことを支援する。

イ 加工用米

加工用米については、地元企業の需要に対応するため生産拡大を図るとともに、全農との連携により、食品加工業者の冷凍米飯などへの需要に対し計画的な生産拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆においては、出荷・販売目的での生産は僅かであり、大きな生産拡大は期待できないものの、地産地消、6次産業化の推進をとおして需要に応じた生産を確保する。

飼料作物においては、水稻に不向きな水田の活用策として有効なため、畜産農家のマッチングを支援することで、需要に応じた生産を確保する。

(5) そば、なたね

出荷・販売目的での生産は僅かであり、大きな生産拡大は期待できないものの、地産地消、6次産業化の推進をとおして需要に応じた生産を確保する。

(6) 地力増進作物

間作・後作として緑肥の導入による有機物の補給や、計画的なローテーションの実施により、連作障害の回避や生産向上ができる土づくりを目指す。

地力増進作物はすき込みを前提とし、具体的な作物は県ビジョンで位置づけた作物とする。

(7) 高収益作物

ア 市振興作物

ほうれんそう、こまつな、ナス、たまねぎ、いちご、キャベツ、トマト、アスパラガス、ねぎ、ルバーブを対象に市振興作物として位置付け、生産の拡大を図る。

特に、ほうれんそう、こまつななどについては、新規農業経営者育成事業により担い手を育成・確保するとともに、認定農業者・集落法人等による、産地化及び生産量の拡大を図る。

イ その他野菜

消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりにより、地産地消の関心も高まっており、地産地消を推進することは、地域内の経済循環を生み出し、生産者の所得向上に結びつくものと考えている。

このことから、ＪＡ産直市や各地域の朝市への出荷者の増加や出荷数量の拡大を図り地産地消を推進することにより、農業者の所得向上を図る。

また、加工品を推進することで原材料である野菜の需要を高めるため、市内産の原材料を使用した６次産業化及び農商工連携を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	308.2	0.0	315.0	0.0	320.5	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	1.1	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
大豆	1.4	0.0	1.4	0.0	0.5	0.5
飼料作物	3.2	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	19.6	0.0	25.0	0.0	22.0	0.0
・野菜	19.2	0.0	24.5	0.0	21.4	0.0
・花き・花木	0.4	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
・その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
小豆	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
たら他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
畑地化	0.0	0.0	3.5	0.0	1.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ほうれんそう、こまつな、いちご（施設栽培）（基幹作）	重点作物担い手加算	担い手 作付面積	（2024年度）4.39ha	（2025年度）4.50ha
2	ほうれんそう、こまつな、ナス、たまねぎ、いちご、キャベツ、トマト、アスパラガス、ねぎ、ルバーブ、並びに加工品の原材料である作物（野菜、果樹、花き）（基幹作）	廿日市市振興作物・6次化助成	作付面積	（2024年度）10.97ha	（2025年度）11.50ha
3	重点作物及び市振興作物以外の野菜、花き、果樹（基幹作）	地産地消推進助成	作付面積	（2024年度）8.28ha	（2025年度）9.00ha
4	加工用米（指定品種）、米粉用米（多収品種に限る）（基幹作）	加工用米・米粉用米収量向上取組助成	作付面積 単収	（2024年度）0ha 489kg/10a	（2025年度）1.00ha 489kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 広島県

協議会名: 廿日市市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	重点作物担い手加算	1	15,000	ほうれんそう、こまつな、いちご(施設栽培)(基幹作)	出荷販売を目的として、対象作物を作付けする認定農業者及び認定新規就農者、法人等であること。
2	廿日市市振興作物・6次化助成	1	12,000	ほうれんそう、こまつな、ナス、たまねぎ、いちご、キャベツ、トマト、アスパラガス、ねぎ、ルバーブ、並びに加工品の原材料である作物(野菜、果樹、花き)(基幹作)	出荷・販売(自らの加工品生産を含む)を目的として、対象作物を作付けする農業者又は集落営農
3	地産地消推進助成	1	11,000	重点作物及び市振興作物以外の野菜、花き、果樹(基幹作)	出荷・販売を目的として、対象作物を作付する農業者又は集落営農であること
4	加工用米・米粉用米収量向上取組助成	1	6,000	加工用米(指定品種)、米粉用米(多収品種に限る)(基幹作)	出荷・販売を目的として、対象作物を作付けする農業者又は集落営農で収益性向上を目的とする取組を行う者

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。